



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 和歌山県	配布日時	平成27年11月13日 14:00
資料配布		

件名	「道の駅」防災利用に関する基本協定書の 締結式を開催します！
----	-----------------------------------

概要	●東日本大震災等の災害時に「道の駅」が自衛隊の活動拠点や住民の避難場所、水、食料、トイレを提供する貴重な防災拠点として機能しており、「道の駅」が防災に果たす役割は大きなものになっています。 ●災害時に迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に『「道の駅」防災利用に関する基本協定書』の締結式を下記のとおり開催します。 日時：平成27年11月17日（火） 17:00～ 場所：紀南文化会館2階大ホール ※当日開催の『全国「道の駅」シンポジウムin田辺』が閉会后、引き続きの開催となります。
----	---

取扱い	—
-----	---

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、 和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、 和歌山県地方新聞記者クラブ
------	--

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課 交通対策課長 東 隆司 （内線4511） 道路構造保全官 西田 靖志 （内線4613） 電話：06-6945-9107 和歌山県 県土整備部 道路保全課 道路保全課長 久田 昭文 （内線3110） 電話：073-441-3112
------	--

全国「道の駅」シンポジウム閉会后、引き続き『「道の駅」
防災利用に関する基本協定書』の締結式を開催します。
お時間のある方はご臨席をお願いします。

「道の駅」防災利用に関する基本協定書（案）

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）、和歌山県（以下「乙」という。）及び紀南地域市町村（田辺市、新宮市、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町。以下「丙」という。）は、当該地域における「道の駅」について、防災（災害復旧、救助・救援活動を含む）に関する利用について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和歌山県紀南地域内における「道の駅」の防災利用の推進に関し、基本的な事項について定めることにより、今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される台風による豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的でかつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的とする。

（防災利用の内容）

第2条 丙は、災害発生時において、その管理する「道の駅」の施設を防災活動への利用に努めるものとする。

- （1）道路に関する通行情報、被災情報の提供
- （2）道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- （3）住民が避難・休憩するための施設の提供、救援物資の提供・保管、その他防災活動を支援するための業務

2 甲及び乙は、丙の行う前項に規定する業務が効率的かつ迅速に行えるよう支援するものとする。

（防災活動への平素からの取り組み）

第3条 甲、乙及び丙は「津波防災の日」（毎年11月5日）における防災啓発活動をはじめ、平素から地域住民と協働して「道の駅」の防災活動が効率的かつ迅速に行えるよう努めるものとする。

（その他）

第4条 本協定に関する手続き及び活動費用等については、別途定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定は、変更の必要が生じた場合には甲乙丙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書14通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自1通保有する。

平成27年 月 日